

## パブリックコメント（市民意見公募）手続の概要

### ◇目的

市が政策などを決定するまでの過程における公正性や透明性を向上させるとともに、市民の皆さんの「市政への積極的な参画」と「開かれた市政を推進すること」を目的としています。

### ◇対象となる案件

- ①市の基本的な制度を定める条例の制定、改正、廃止
- ②市民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定、改正、廃止
- ③市の政策の基本的な方針・考え方を定める計画や、個別の行政分野ごとの施策の策定、改定
- ④市民の生活に直接影響を及ぼす事項や、事業所・事務所の活動に影響がある事項の策定、改定、廃止
- ⑤上記以外にパブリックコメント手続を行うことが適当であると市が判断するもの

ただし、次のものは対象案件から除きます。

- ①災害時など、緊急に決定しなければならない事案であるなどの理由がある場合  
（パブリックコメント手続を行うためには、相当の日数が必要になるため）
- ②計画などの変更が直接市民生活に影響を与えない場合や、基本方針・基本事項の変更を伴わない字句の訂正程度の場合
- ③市税の賦課・徴収に関する事項や分担金・使用料・手数料など金銭の徴収などに付いての事項
- ④国や県などに法令、条例、計画などがあり、それに従って市が規定している場合  
（既に法令などにその内容が詳細に規定されていて、市の裁量の余地がないため）
- ⑤法令などにより、市民の意見を聞くことが定められている場合。（縦覧や公聴会など）

### ◇政策などの案の公表方法

市のホームページに掲載するとともに、公表した案を所管する課の窓口（担当課窓口）で閲覧及び配布します。

#### ◇意見の提出期間及び提出方法

案などの公表時に意見の提出期間・提出方法をお知らせします。(意見提出期間は、概ね30日です)

提出方法は、担当課窓口へ直接提出するか、郵便・ファクシミリ・電子メールで提出していただきます。

なお、意見を提出する際は、氏名・住所・電話番号を記入していただきます。(様式は自由)

#### ◇意見の取扱い及び公表

提出された意見を参考にして、意思決定を行うとともに、提出された意見の概要と意見に対する市の考え方(回答)を公表します。公表の方法は、政策などの案の公表の際と同様の方法で行います。

## パブリックコメント（市民意見公募）手続のながれ

